

出席委員 青山委員長 古沢副委員長 吉森委員 安達委員 高川委員 水橋委員
大浦委員 竹原委員 尾崎委員 中川委員

欠席委員 谷崎委員

説明のため出席した者 石川総務部長 石川会計管理者 小川企画政策課長 櫻井
総務課長 前野消防署長 長崎財政課長 地崎税務課長
好田監査委員事務局長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田係長

午前10時00分開会

青山委員長 ただいまから、令和４年９月定例会決算特別委員会に付託された案件を審査するため、本日と13日、14日及び16日の４日間、決算特別委員会を開会いたします。

初めに、市長から挨拶があります。

水野市長 皆さん、おはようございます。

先週は本会議及び各種委員会ということで、皆さん、ご審議いただきましてありがとうございます。

今週のほうは決算特別委員会として、今委員長のほうから４日間ということで、また皆さんもお忙しい中ですが、よろしくお願いしたいと思います。

決算状況は、皆さん、もうご存じだと思いますけれども、令和３年度は11億円の剰余金が出ているような状況であります。剰余金は、皆さんご存じのように地方財政法の第7条でいえば、2分の1を下回らない範囲で、翌年度、翌々年度へ基金として積み立てたり、あとは起債の償還に回すなど、そういったこともまさに今、これから令和３年度予算に関してはそういったことも考えていきたいと思いますが、何はともあれ、執行状況のほうについて、皆さん、多くの目で確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

青山委員長 ありがとうございます。

市長におかれましては、この後公務がございますので、これにて退室されます。

水野市長 よろしく申し上げます。

（水野市長 退席）

青山委員長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、付託案件 議案第37号 令和3年度滑川市一般会計歳入歳出決算認定について審査に入ります。

委員の皆さんには、滑川市各会計決算の認定に当たり、「今後改善を求める事項」について決算特別委員会として指摘しますので、各委員におかれましては、当委員会における意見・指摘事項等を、本日の審査に係る分については、14日の審査終了時までに委員長へ提出してください。

また、本日の審査終了後に現地視察の場所について協議いたしますので、よろしくお願いいたします。

当局の説明される方は、要点を簡潔明瞭に説明するとともに、数字等の記載事項の読み上げのみの説明は控えてください。場合によっては資料の提出を求めることもありますので、ご理解いただきたいと思います。

また、前年度決算額に対して大幅に決算額が増または減となっている場合は、その理由を明らかにしていただくこと、特に不用額が大きいものについては、その理由を述べてください。

そのほか、審議の中で時間を要すると委員長が判断した場合は、集中して審議をすることも考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、昨年と同様に、前年度の「今後改善を求める事項」で指摘された箇所について、その対応状況等を各担当課の説明前に担当部長から報告してください。

まず初めに、配付資料の確認を行います。事務局から説明願います。

中田係長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず本日の議事日程、次に議案付託表、決算特別委員会の日程、説明者の一覧、裏表になっております。総務費の説明資料、A3のものでございます。そして、昨年の指摘事項。別紙として、事前にお渡ししてありますが、決算特別委員会から提出を求めた資料のほうをお渡ししております。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

青山委員長 それでは、審査に入ります。本日は、審査日程のとおり、一般会計の歳入から行います。

当局から説明を求めます。

「今後改善を求める事項」で指摘された歳入に係る事項についての対応状況等の説明からお願いします。石川総務部長。

〔指摘事項の対応状況説明 石川総務部長〈説明省略〉〕

〔総括 P 1～13 長崎財政課長 〈説明省略〉〕

〔歳入 2 款 地方譲与税～第21款 市債 P 18～61 〃 〈説明省略〉〕

青山委員長 それでは、質疑に入ります。委員の方から質疑があれば、お願いいたします。

尾崎委員 ちょっと確認なんですけども、46ページ、47ページの民生費委託金の中の民生委員活動費と児童委員活動費ということで、それぞれ歳入にあがっていますけれども、本会議でも質問したんですけど、民生委員と児童委員というのは兼務する仕事ですよね。だけど、こういった活動費というのは年間7万200円かな。民生委員1人当たり7万200円。これを民生委員という部分と児童委員という部分で分けて活動費として支給するということになっているのかなと。これを見ると。

それぞれ児童委員活動費が多いのが、主任児童委員が別枠で払われるとるにかね。民生委員を兼ねないんだと。どの関係で、ちょっと細かいあれになりますけど、そのうちの歳入になっているんですかという確認なんですけど。

青山委員長 内訳ですね。石川会計管理者。

石川会計管理者 すみません。前任者ということで。

民生委員児童委員につきましては兼ねておるということで、予算上は2分の1ずつ、ご本人さんにお渡しするときは一括してお渡しということです。

委員さんのおっしゃるとおり、児童委員費のほうが多いのは、兼ねていない主任児童委員さんがおられるということで、こちらのほうが金額が多くなっております。

尾崎委員 ということは、民生委員1人当たり7万200円ということでの計算でいいということですね。

石川会計管理者 はい。

尾崎委員 ありがとうございます。分かりました。

青山委員長 ほかにございませんか。

中川委員 小さなことですが、今年、個人的な税金の納める人が非常に少ない。自動車税、軽四の自動車税とか固定資産、法人市民税等の徴収が非常に少ない。毎年少ないんです

が、こういう出さない人をどういう説得の仕方でもらってきておるのか。ここの数字で資料の3-1に書いてあるんですけど。提出資料の一覧表の中に一覧で書いてある。

古沢副委員長 対応するときね。

石川総務部長 多分、中川委員の質問につきましては税收のお話ということだと思いますが、税收につきましては、この後、税務課長のほうから説明をさせていただく予定なんですけれども、その後でもよろしいでしょうか。

中川委員 はい。

青山委員長 ほかに。

古沢副委員長 すみません。ちょっと細かいことで確認をさせていただきたいと思います。決算書でいう17ページで、法人市民税、均等割、法人税割、それぞれ記載があります。

石川総務部長 すみません。税は、申し訳ございません。歳入の税だけ、まだちょっと説明しておりませんので、申し訳ありません。

古沢副委員長 じゃ、決算書でいうと33ページで、コロナの関連で一番上に地方創生臨時交付金、去年ぐらいいからずっとかなり大きな金額が入ってきて、また支出もされていると思いますが、これは国からそれぞれの自治体に対して、多分限度額みたいなのが示されて、こういう事業をやるので交付してくださいと、こういうことになっていたんじゃないかなと思うんですが、この臨時交付金の本市の部分は、限度額に対してどの程度受け入れて支出されたのかということは分かりますか？

長崎財政課長 令和2年度、令和3年度ともに、限度額を全て受け入れておるところでございます。

古沢副委員長 100%でいい。

長崎財政課長 はい。

古沢副委員長 これまた細かいことで恐縮ですが、決算書の49ページで、最初ちょっと説明あったんですけど、財産売却収入ですね。土地、建物の売却についてさっきちょっと説明あったんですが、これは件数と面積って分かりますか？ 件数、さっき一番大きいやつが1つ何かあったように聞きました。

長崎財政課長 先ほどの一番大きなものは約770平米でございます。

その他の分については細かなものでございまして、旧市道敷とかの細かなものの集まりですので、すみません、その件数はちょっと今把握しておりません。

古沢副委員長 ということは、かねてからいろいろ市有地で売却したいという、宅地も含めて、過去にはいろいろないきさつがあって、寄附を受けたとかいろいろあるものがある面積、件数あると思うのですが、新たにその部分で処分できたというところは、目立ってはないということでもいいんですね。

長崎財政課長 令和3年度中には、そういった売り方をしているものについて、売却できたものはございません。

令和2年度中には、保留地ということで売却したものがございますけれども、令和3年度中はなかったということでございます。

古沢副委員長 また細かいんですけど。同じく49ページで、寄附金で一番下に総務管理費寄附金というのがあったんですけど、これはちょっと珍しい目的じゃないかなと思うんですが、これはどういう目的で使ってくださいという寄附だったんでしょうか。

長崎財政課長 こちらは明治安田生命さんからご寄附いただいたものでございまして、明治安田生命とは提携を結んでおりまして、市のいろいろな各種事業にということでご寄附いただいたものでございます。

令和3年度に頂きましたものは、観光協会のほうにテントですとか発電機を買うということで30万円ほど充当しております。

そのほかスポーツタイマーということで、こちらのほうはマラソンとかに使うためだと思っておりますけれども、スポーツタイマーを購入いたしました。

青山委員長 ほかに質疑はございますか。どうですかね。

(質疑する者なし)

青山委員長 そうしましたら、次に進みます。

引き続き、第1款市税、地崎税務課長。

〔歳入 1款 市税 P16～19 地崎税務課長〈説明省略〉〕

青山委員長 それでは、質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

中川委員 先ほど説明されたけど、特に軽自動車税なんかは令和4年度の滞納繰越分の収納率が17.2%となತ್ತるがですが、どういう徴収の仕方をされとるのか。強硬にいったるか、優しくいったるか。

地崎税務課長 徴収につきましては、まず、納期限後20日以内に督促状を送付しておりま

す。それで、督促状を送付してから10日経過するまで納めていただけないときは差し押さえていいというふうになっているんですが、こちらとしたら電話でお知らせしたり、または、市税等徴収対策室のほうと連携しながら、納付者のおうちにお伺いしたりして対応しております。

中川委員 やっぱり納入しなきゃいけないということをしっかりと説明しないと駄目じゃないかなと思う。ほかの市民の皆さんはちゃんと納めとるがやから、税金払わんと滑川市内をうろうろうろしたらくもんじゃない。そしたらやっぱりしっかりと説明して納入してもらわないと、同じ市民でありながら不公平やと。その辺をしっかりと説明してやらないと。ほかの固定資産税とかも一緒やろうと思う。そういうことをちゃんとやとられるかどうか。

地崎税務課長 こちらといたしましたら、口座振替不能通知とか催告書などを何回も出しております。それでもやはり納めていただけない方については、やっぱり電話などで事情などもお聞きしながら、少しでも納めていただけるようにまた努力していきたいなというふうに思っています。

安達委員 例えばこの軽自動車税でいうと、大きな項目で出ていますけども、種別割みたいに50ccとか90ccとかいろいろ類別を分けてありますけど、軽自動車というのは車検を受けるときに必ず納税証明書が必要になってきますので、その割合といいますか、何が一番大きいとかということが分かれば教えてください。

地崎税務課長 滞納者数ということでしょうか。

安達委員 数。何が一番多いか。

地崎税務課長 やはりほとんどが四輪の自動車の滞納ということになっております。

安達委員 ありがとうございます。そしたら、四輪のほうが多いということで、50ccとか小さいものはほぼほぼないという理解でよろしいんですね。

地崎税務課長 はい、そうです。

竹原委員 今ほど中川委員と安達委員が言われたことに関連しているんですけど、今回この19ページの一番上の不納欠損額33万6,700円が出たということは、軽自動車税全般、四輪に限らず、全ての項目においての不能欠損額、過去5年遡って通知を出したけども反応なしで、致し方なく不納欠損にしなければならない金額だと思うんですが、その金額って、私、毎年言っているんですけど、50ccで何台、90ccで何台、それぞれ項目を出していただいてしっかり検証しないと、例えば資料3の説明では、令和2年度はどうのこ

うの、令和3年度はどうかのとありますけど、検査対象自動車になると、いわゆる軽四の乗用、貨物、自動二輪、車検がある場合は車検を受ける際に納税証明書がないと受からない、受けられない状態なので、単年度では払っていないけども、2年間のうちに2年分まとめて払うという方もきっとおられるはずなので、その収納率を見ない限りは、ただただ単年度で毎年毎年2割程度の方が滞納で収納されていますけど、全体像が全く見えていない決算だと思うんですよ。一度これ、きれいに出示されたらいかがですかね。

もし仮に検査対象車両が車検を受けずにまちなかを走っているとなると、これはまたゆゆしき事例だと思うので、ここはそんな何百万も何十万もって滞納される方はおらんと思いますので、そんな大きな金額になっていないと思います。そこはちゃんと調べて、しかるべき措置を取るべきだと私は思うんですけど、これ、資料出せますか。原付の490台のうち、今のところ滞納は何台、行方不明は何台とかというのは、私はデータとしてあると思うんですけど、出していただけませんか。

青山委員長 資料の提供ですね。

地崎税務課長 それでは、後日提出したいと思います。

大浦委員 資料の5のほうに市税等の差押え件数と金額のものがあるんですけども、当然、差し押さえるにも徴収される方の労力というものがあるんだと思いますけども、こういった件数は毎年横ばいのような状況なんですけれども、200件ぐらいが差押えできる限界なのかどうか、ちょっと聞きたいんですけども。

地崎税務課長 こちらとしましたら、それこそ滞納者の方とお話をしながら、事情などを聞くなりしておりますが、やはり反応のない方につきまして、また、これ以上待っているのは難しいかなという場合につきましては、差押えをしております。

大浦委員 単年度でなるべくそのまま差押え等をして徴収されることもされているんだと思うんですけども、これはすみません、件数に関しては繰り越されているものだと思いますか。

地崎税務課長 繰越しということではなく、やはり年度年度差し押さえて税金に充てていくというものでございます。

石川総務部長 市税等の差押えにつきましては、当然、悪質な場合に最後の手段というような形の中で差押えをさせていただいているところでございます。

そういった中で、この件数、3年度は205件というような数字がありますけども、あく

までも押さえられた件数の合計という形の中で、当然、差押えの依頼をしても押さえられなかったというケースもございますので、そういったものも加えればもう少し多い数字にはなっておるところでございます。

ただ、そういうケースに達するケースというのは特定の方が多いものですから、1回押さえて納まってしまうと、もうそれ以上何回もやっていても押さえられないとかということですので、延べ件数では結構な数字にはなるのかなという認識は持っております。

あとは繰越しという話がありましたけど、あくまでも当該年度中に押さえた件数というような形になりますので、押さえられなかったといえますか、残っている分については、当然、滞納の繰越しという形で翌年度には繰り越されているという認識でおります。

大浦委員 ありがとうございます。当然、差押えした件数なんですけども、分母が分からずというか、何件に対して205件差押えできたというものの考えでいえば、じゃ、本来であれば悪質で差し押さえないといけない状況のものが何件あるかというものって、当然分かっていると思うんですけども、どうなんですかね。

石川総務部長 翌年度に繰り越す場合は、滞納者数等が当然把握されているという話はございますので、その中身は何件あって総額幾らというもので繰り越しているわけでございますから、その中における税務課としての悪質滞納者数のピックアップについては何件ぐらいで、そのうちの今回は、これぐらいのペースでしばらく働きかけても、反応が全くないものですから差押えしようとかという形で、ケース・バイ・ケースで対応しているというところはございます。

以上でございます。

大浦委員 ほかの未納の分とかも資料として数字が出ているので、だとすれば、そういったものを数字化すれば、今、滑川市の差押えに対して評価、数字がないとなかなかできない部分があったので聞かせてもらいました。ありがとうございます。

水橋委員 今の大浦委員に少し関連するんですけども、市税等の滞納の件ですけども、例えば固定資産税を払わないということは、いかんですけど、いろんな理由があると思います。悪質という言葉が出たんですけど、悪質もあれば悪質じゃないものもあるんじゃないでしょうか。

あとは、年齢的にいうと若いんだけど、途中から働けなくなったんだとか、どういう理由でこうやって滞納していっちゃうのか。その辺がもし分かれば教えてください。

地崎税務課長 理由はいろいろありまして、例えば収入が思うように入らないとか、あと、

家族構成などの変化によりお金が要るので、しばらくはちょっと教育資金とかそういうことで要るということで払えないとか、理由は様々でございます。

水橋委員 ありがとうございます。一番最初の石川総務部長の説明、滞納者に対しては電話をしたり、戸別訪問したり、分納したり、年3回に分けて税務課の方が行っていってしゃるということで、きっと何か特例みたいなものがあるのかどうか分からないんですけど、今は払えないんだけど将来的には払うとか、そういうような方というのはどれぐらいいらっしゃるんですか。今は払えないんだけど絶対払うよという。それとも、全くシャットアウトで知らん顔しているのか、いかがなんですか。

地崎税務課長 やはり多くの方は税金を払わなければならないと思っておられまして、そこでいろんな理由があって納めることができないと。そういう方につきましては、こちらとしたら納期を延長したり、または少しずつ分納して納めていただくというような方法を取っております。

水橋委員 ありがとうございます。やっぱり納税の義務というのはしっかり滑川市民として果たしていただければと思うので、その方に合ったような。差押えしなきゃいけない方には当然差押えなんですけども、いろんなやり方があると思いますので、その方に応じてしていただければありがたいと思います。

以上です。

古沢副委員長 今、差押えの話が出たので確認をしたいと思うんですが、差押えというのは資料の5では市税の関係だけなんですけども、国保税の関係ですね。それは分かりませんよね。中身ね。

差押えに至るときには、市税だけではなくて、例えば国保税なども含めて滞納しているという場合が多いのではないかなと思うんですが、それについてはそれぞれの所管だから中身までは分からないと、こういうことですかね。

地崎税務課長 理由は、やはり市税もですし、国民健康保険税も同じです。

古沢副委員長 何で聞いたかという、私はこういう話を聞いたことがあるんです。一番大きいのは国保税だった。金額でいうとね。だったんで、そういうふうにお聞きをしたんです。分からなければ、個別にちょっと確認をしたいと思います。

もう一つですけれども、資料5のところに差押え物件が一覧で出ていますが、この中に預貯金、給与云々と幾つもあるわけなんですけれども、いわゆる差押禁止債権というのがあるのは認識していただいていますよね。

地崎税務課長 はい、認識しております。

古沢副委員長 それについては、当然差押えはしていないということによろしいですね。

地崎税務課長 差押えはしておりません。

古沢副委員長 かなり以前に質問したことがありますて、例えばこの預貯金と言われるものの、それから給与と言われるもの。給与を差し押さえるということについていうと、最低限度の生活を保障するという意味で、これはたしか基準が決まっていたよね。今ちょっと思い出せませんが、それも認識ありますね。

地崎税務課長 最低限の生活を維持できるように金額を差し引いて、その他の事情なども考慮して差押えしております。

古沢副委員長 預貯金、これもよく議論になるところなんですけども、例えばそれは過去にあった判例でいうと、ずっと滞納していると。児童手当が振り込まれたと。その給付後に差し押さえた。これはほかの県ですけど、という事例があって、これは差押えが違反だという判例が出ております。

それから、それまでは預金口座に入ったら一般債権だというふうな理解で、入れる前は確かに差押禁止の債権なんだけど、預金口座に振り込まれたら一般のお金と区別がつかないから差押えしてもいいんだというような解釈が広まっていたんですが、今そういう考え方はしていませんね。

地崎税務課長 やはりそういうことをもちろん考慮しながら差押えを行っています。

古沢副委員長 これは随分昔なので、当時の与謝野財務大臣も答弁しているので、その趣旨に沿った対応をするべきだというふうに言っていますから、とにかく押さえればいいという話ではありませんから、そのように対応していただきたいということを改めて確認しておきます。

地崎税務課長 こちらとしても、ただすぐ差押えすればいいという考えではなく、やはり最低限の生活、最低限のお金につきましては考慮しながら、その上で差押え等させていただきたいというふうに考えております。

古沢副委員長 確認なんですけど、もちろん差し押さえて回収するというのが究極の目的ではあると思うんですけども、一番大きい理由ってあれでしょう。差押え通知をして来てもらうということが一番目的にしているんでしょう。相談にするか、さっきも言われた例えば分納誓約だとか、そういうことを相談するために役所へ来てほしいと、あるいは相談に来てほしいということを目的にしているというふうに私は理解しているん

ですけど、それでいいですか。

地崎税務課長 もちろんそのとおりでございます。

やはり差押えという機会を通して、無反応の方たちと対話をしながら、この後も継続して納めていただけるように、こちらとしては相談機会も期待しているものでございます。

安達委員 先ほどちょっと聞いていたら、悪質だと言われるものとそうでないものとあるようなふうに聞こえるんです。悪質なものはこうだと、そうじゃないものはこうだというふうに聞こえるわけなんですけど、その悪質とは、例えば事例でもいいですけど、こういうようなものが悪質で、こういうものは悪質じゃないという、何かそういう定めというのは。

私は、税金を払わんということは全部一緒だと思うんですが、払おうが払わんまいが、もう払わん人は悪質、払っている人はそれでまともなんだけど、さっきから悪質、悪質と言われるけど、この人は悪質じゃないからいいわと。この人は悪質だから当たらんなんわというふうに聞こえるがです。

それは何かすみ分けしておられますか？

地崎税務課長 私もやっぱり滞納者と対話する中でよく感じるのは、誰もがみんな納めなければならないということは十分分かっていて、それで、やはりいろんな理由があって納めることができないということで、私としたら悪質というのは、なかなかそういうのはちょっと言いにくいと思うんですけど、やはりなかなか納められない人はどうして納められないのかということとか、あと、納められない中でも少しでも分納して継続して納めていただけるように努めているところです。

青山委員長 地崎課長、ラインとかを多分聞かれていると思うので、明確なラインがあるのかないのかということも含めて、もうちょっと具体的にお願いします。

地崎税務課長 ラインというのは特に設けておりませんが、やはり長期間にわたりこちらから文書を送る、電話する、訪問してもいないという無反応の方につきましては、やはりちょっと悪質と言えるのかなというふうに感じています。

安達委員 先ほどから出ている資料、差押えという。私の勝手な考えですけど、悪質な人が差押えというふうに区別しておられるのかなと思って、ちょっとそんなふうに聞いたんですよ、今。

ただ、その悪質という、皆さん払わんなんと言う。それは口では何でも言えるがで、

払う気がないから払わんだけのことなので。はっきり言うてね、税金が。

だからそこを、例えばこの205件差し押さえています。この人たちが悪質な人で、さっき言うようにお話をして、分納でもいいから払おうとしておる人はちょっと泳がせとこうかと。こんなようなすみ分けにしか聞こえんがです。

だけでも、やっぱり今言われるように、少しずつでも払おうとしとる人は払う意思があるということで、そのうちゼロになるがかもしれんけども、そういうがをずっとしとったら、最終的には取立て不能になりますよね。そこを言っとるんですよ。

だから、いつまでもその何百件という。これを見とれば過去5年ぐらいは200件ほどで変わつとらんわけじゃないですか。返せば、またその次の年に違う人が出てくるがかもしれんけど、結局この数字が同じということは、同じ人が1つ返したら何か出てくるが、そういうことも含めて聞いとるがですよ。

だから、たまたまこの資料5は差押えの件数だけ出ていますが、全体で考えたらみんな一緒の部類に入ると思うがで、やっぱり少しでも、今200件あるものなら、来年100件ほどにせんなんというぐらいにしてもらわんと、取れるがは分かっとしてそのままにしとるという状況やから、幾ら税務課が行って話した、通知を出したと言ったって、それは通信費だっかかるだろうしね。

そういうことをちょっと聞いとるがで、悪質とか悪質じゃないという答弁は、ちょっとあんまり適切ではないような気がします、いかがでしょうか。

地崎税務課長 確かに悪質という捉え方はあんまり適切じゃないと思うので、こちらが催促しても払えない方、無反応の方については、差押えなどしていかなければならないなというふうに思っているんですけど、引き続き滞納者と対話をしながら、少しでも継続して納めていただけるようにしていきたいというふうに思っております。

安達委員 じゃ、来年、ぜひ半分ぐらいになるように努力いただきまして。ちゃんと聞いとりますから、よろしく願いいたします。

以上です。

青山委員長 今ほどずっと滞納の話を聞かせていただいていて、まず債権の時効がありますね。それに関しては、もう一回確認なんですけども、よろしいでしょうか。

地崎税務課長 税金につきましては5年間、料金につきましては2年間でございます。

青山委員長 これは今のところ、差押えということかというと、そもそもちょっと聞いてきますけれども、今この205件に関しては、差押えが入ったということは、時効の中断が

入っちゃっているという認識でよろしいですかね。

石川総務部長 債権の時効が入っているというふうに認識しております。

青山委員長 時効の中断の話ぐらひはさっさと答えて。ここから先が本当の話なので。

ということは結局のところ、例えば預貯金だとか給与に関しては、先ほど古沢さんが懸念されることをお話しされていましたが、現金化してすぐ、要は差押えできているという状態ですけれども、もう一つ、やっぱり不動産が1件ずつ出てきている状態で、これは換金に関してどういったふうに行っているのかというのをちょっとお聞きできますか。

地崎税務課長 今のところ、差押えはしておりますけど、まだ換金までには至っておりません。

青山委員長 ということは、不動産差押えということは、基本的には例えば権利関係で抵当権を入れたりとか先取特権とか、そういう話の差押えなのか、それとも違った方向なんでしょうか。

地崎税務課長 今のところ、動かないようにということで差押えをしております。

青山委員長 権利関係でしっかり押さえてあるのかどうなのかという質問です。

地崎税務課長 その件につきましては、今後検討していきたいと思います。

今のところ、権利関係の手続についてはしておりません。

青山委員長 ちょっと確認ですが、これでしたら何の差押えなのか分からなくなりますよね。

地崎税務課長 後ほど確認してお答えいたします。

青山委員長 部長、そして、その後の今のところの権利関係の1件ずつ入っているのは、やっぱり今副委員長が言われるとおり、差し押さえられるということは、私の認識からすると、物的担保としてちゃんと明確に権利が入っているということの認識なんですね。多分他の委員さんもそう思われているので、その確認をお願いします。

石川総務部長 今ほどの件につきましても、そういうふうに認識はしているんですけども、担当課長に確認させまして、改めて報告させていただければと思います。

竹原委員 今ほどの話がエスカレートすると、多分滞納される方は、きっとほかでも借金なり何なりで手つけとる可能性があると思うんですよ。ということは、不動産を権利云々となったら、ほかの第三者もその権利を欲しくて、どうかしたら根抵当も含めて入っていて、複数で最終的には債権者集会で分割となると、勝ったところでもらえないし、

最初から手続をしてお金をかけるぐらいなら、もっと別の方法で不動産以外のものを取得するというほうが、効率的って言ったらあれですけど、現実的ではないかなと思うので、やっぱり権利がふらふらになっている状態の不動産を回収しましたと言っても、換金できないのであれば、一生これは滞納になってしまう扱いになるので。

我々が心配なのは、よっぽど動産ですね。家屋の中にでっかいテレビがあるだとか、観賞用のお金になる金魚がおるだとか、高級外車に乗っているだとか、そういったものに目をつけて動産から換金するという手法は取ってなくて、ずっとゼロなんかなとは思っていたんですけど、今度払います、今度払います。4年後にいったら、もう次の最後の年度で、ちょっと逃げていけば5年で時効ですから、みんなそっちのほうを得策で取ると思いますよ。

やっぱりしっかりと金額が大きくないうちに債権は回収しないと、1回そういうことが周りに広まると、だらくさがって誰も税金を払わないと私は思うんですけど。不動産はちょっと慎重にやってください。

地崎税務課長 不動産については慎重に行っていきたいと思います。

大浦委員 これ、後で何かまとめみたいなのはありますか？ ないです？ 戻ったりとか。

じゃ、外れていたら、ちょっと止めてください。

今、この中にたばこ税が出ているんですけど、さっき61万2,400本と少なくなったけど、値上げしたことによって、たばこ税の税収が、毎年大体2億円ちょっとなんですよ。それが守られたということなんですけど、例えば値上げしなかった場合に、たばこ税の税収は幾らになったんですか。

地崎税務課長 値上げによる差額は1,100万円だったと思いますので、値上げしなかった場合はさらに減収ということでございます。

大浦委員 自分もこんな計算で合っているのか。さっき計算したら一千何百万円と出たんですよ。単純にそれを引いたら、いつもと変わらない数字になるなと思って。

これ、ちょっと違っていたら止めてほしいんですけど、結局、吸われる方が減れば、それだけ税収が減るんですよ。さっき歳入のほうで使用料とかの話があったんですけど、先ほどの説明の中では、コロナに比べて戻ってきたという。使用料、手数料。使用料ですね。戻ってきたという説明をされていたんですけど、戻った、戻らないとかじゃなくて、やっぱり安定した歳入に対してどうなのかという、使用料ということですね。

人口減少だとか生活の在り方ということが変わっていく中で、やっぱり安定した歳入

を目指すためには、このたばこ税のように、減ってもそれなりの歳入を見込んでいく場合、値上げ。ちょっとの部分でこの歳入の部分が変わる可能性があると思うんですけども、その辺、これは一般質問でもしたんですけど、今の歳入に対してどういう評価をしているか、見解を持っておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

石川総務部長 市税につきましては、当然使用料につきましては、それぞれの施設を管理運営していくという中において、当然そのときの利用者数等々を見込みながら使用料等は設定していつておるという認識ではございます。

令和2年度、令和3年度につきましては、コロナ禍ということにおいて施設の利用者等も少なかったということでもありますから、当然、想定した使用料については入ってきていないというのも現実かと思います。

そういった中におきまして、やっぱり施設が老朽化していけばとか、いろんな近隣市町村に新しい施設ができればというような要因も含めながら、現状の施設をどういうふうに運営していくかというのは、多分永遠の課題になるのかなという認識はしております。

なかなか単年度ごとに、今年は多く見込めそうだからとか、来年度は少なくなりそうだからということで、なかなか使用料を一朝一夕で見直すということは難しいところもございますので、当然、新たな施設とか、適用形態が変わったりですとか、そういった機会を捉えながら使用料の設定はしていかなきゃならないのかなという認識は持っております。

以上でございます。

大浦委員 この決算書の中に入っているのは、あくまでも市が管理するものに対しての使用料が出ているわけで、そのほか、例えば指定管理者がしているものの収入は、指定管理者側が収受する使用料もあるので。全部じゃないんですけども。指定管理を委託する市側がまずそういった見直しをかけないと、例えばそういったほかの指定管理者が管理運営する施設の使用料はまず見直されないだろうなというものがあるので、基本的にはやっぱり市が歳入に対してどういう評価をしているかを出さないと、見直しをかける、かけると言っているだけで全然かからないので、そういうのも含めて、税収が減るんであれば何かしら上げる必要があるというふうに思っているんで、その1つの手段として、また見直していただければなというふうに思います。

石川総務部長 貴重なご提言をありがとうございます。当然、そういったような施設の在

り方という形の中で検討していく中において、施設が増えれば増えるほど、運営費ですとかそういったものも費用がかかるのも認識しておりますので、そういったようなことも含めまして、今年度から滑川に今ある施設等々については、こちらのほうで設定するというよりは、指定管理者とも協議しながらという部分も含めながらやっていきたいと考えておりますので、使用料については、当然、適宜協議しながら、こういったような形が適当かも含めまして検討したいと考えております。

青山委員長 よろしいでしょうか。大体出ましたかね。大丈夫ですか。

じゃ、次に進みます。

引き続き、歳出に移ります。

「今後改善を求める事項」で指摘された総務部の歳出に係る事項についての対応状況等の説明からお願いします。石川総務部長。

〔指摘事項の対応状況説明 石川総務部長〈説明省略〉〕

青山委員長 ここで暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時からとします。

午前11時55分休憩

午後 0 時56分再開

青山委員長 それでは、再開させていただきます。

午前中に引き続き、次は一般会計の歳出であります。長崎財政課長、お願いいたします。

長崎財政課長 それではお願いいたします。

まず、歳出に入ります前に、午前中、古沢副委員長のほうからご質問がありました財産収入と財産売払収入、ページのほうでいきますと48ページ、49ページの2項、財産売払収入、1節土地売払収入でございます。

市有地売却、市有地売払いということで、1,048万1,351円ございましたけれども、午前中の説明の中では、大きなもの、主なものであるということでファインプラスへの売却ということをして1件申し上げておりまして、残りについてはちょっと細かなものであるということで、市道敷の売却だというふうなことを申しておったんですけれども、残りの差額分

につきまして、申し訳ございません、1件でございました。

こちらのほうは、その差額分で101万9,690円でございます、内訳は、市道有金下梅沢線ですけれども、そちらのほうで用地を買収しまして、同じ価格でまた売却したということで、豊富産業のほうに売却した件でございます。

なので、こちらのほうは合計で2件ということでございます。訂正させていただきたいと思います。

青山委員長 そのまま続きましてお願いします。

〔歳出 1 款 議会費 P 62～63 長崎財政課主幹 〈説明省略〉〕

〔歳出 2 款 総務費 総務管理費（財政課分） P 64～73 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 7 款 商工費 商工費（ 〃 ） P 144～145 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 11 款 公債費 P 214～215 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 12 款 諸支出金 P 214～217 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 13 款 予備費 P 216～217 〃 〈説明省略〉〕

青山委員長 それでは、質疑に入ります。午前中の総括も含めてですかね。質疑に入りたいと思います。委員の皆様からあれば、よろしくお願いします。

古沢副委員長 前にも聞いたと思うんですけど。もうずっと前にね。もう一度ちょっと確認をしたいと思うので、決算書でいうと69ページの21節の繰上償還補償金ということについて、起債を繰上償還する。起債の中には地元の金融機関もあったり、おっしゃった財政投融资のいわゆる政府系機関というところの償還もあったんだと思いますが、補償金というものについてちょっと説明してもらえますか。

長崎財政課長 こちらの補償金ですけれども、国の関係ですね。財政融資ですとか地方公共団体金融機構、これらの起債を繰上償還する際にかかるものでございます。

市内の金融機関からの繰上償還する際には、この補償金については特段かかっておりません。

今回は政府系の金融機関からも借りておりますので、補償料については基本的な考え方とすれば、今後支払うべき利息相当に近い額を補償料として支出しております。なので、もともと払わなきゃいけなかったんじゃないかというようなものもあるんですけれども、若干それよりも少ない計算になっております。

ただ、起債残高が減ってきますので、いろいろな指標については改善する方向で考えられるというふうに思っております。

以上です。

古沢副委員長 私の理解でいうと、繰上償還しなかったら入ってきたであろう金利分を、繰上償還されたら、ある意味、困るのでと言うと変やけど、その分入ってこなくなるのを何とか補填させようとして、政府系の借入れについてはこの補償金が発生すると。

昔からなんだけど、相変わらずこの政府系資金については補償金が発生するんですね。

長崎財政課長 副委員長おっしゃられるとおり、現在も補償金については発生しております。

古沢副委員長 政府系金融機関にとっては、当てにしていた金利分が入ってこなくなるから、その分を補償してくれと、こういうことなんだよね。分かりやすく言うと。

長崎財政課長 そのような考え方に基づいての補償金であるというふうに認識しております。

古沢副委員長 言葉は悪いけど、悪徳機構みたいな感じだなと前から思っています。終わります。

青山委員長 ほかにございますか。

大浦委員 69ページの24節の積立金なんですけども、財政調整基金に関しては標準財政規模があるので、毎年大体取り崩した額に対して同等額が基金に積み立てられていると思っているんですけども、今回、各振り分け基金、3つ振り分けされている中で、この振り分け額を決定した経緯というか、お聞かせ願いたいんですけども。

長崎財政課長 委員おっしゃれますように、財政調整基金についてはほぼ取り崩した額と同額を積んでおります。

財政健全化条例によりますと標準財政規模の18%を下らない額ということで、財政調整基金について大体14億円から15億円程度の残高を有していれば、大体それをクリアするかなというふうに考えております。

財政調整基金にたくさん積みますと、ちょっと国のほうでいろいろ言われていますけれども、今、地方創生交付金を全国にいろいろ交付する中で、自治体は貯金をどんどん増やしていつているんじゃないかというような報道がなされておりますので、そのあたり、あまり財政調整基金を大きく増やさないようというふうな思いもちょっと正直持っております。

また、あとは減債基金になるかと思うんですけれども、減債基金については、今後いろいろまた任意の繰上償還をする中で必要になることもありますので、減債基金と、あと公共施設整備基金についても、今後、各施設の修繕が多く見込まれることもありますので、それらについても、公共施設整備基金については昨年よりも約1億円ほど増やしておりますので、そういった考え方から減債基金、公共施設整備基金について、昨年よりも積み上げ額を多くしたというふうなものでございます。

大浦委員 国が言うのって財調だけなんですかね。この減債基金とかほかの基金は見ないんですか。

長崎財政課長 国のほうへは、四半期ごとだったか何か月間かに一度、全ての基金について報告しておりますので、どの基金に焦点を当てられるかはちょっとなかなか今の段階では分からないですけれども、全ての基金については国のほうは把握されております。

大浦委員 国のほうも財調のことをよく報告に上げているので見るんですけど、結局、財調に基金を積み立てようが減債基金に積み立てようが、各基金を持っているわけですけども、結局は何か変わらない気がしたりするんですね。

減債基金に、3年度で言えば多く積立てされているんですけども、こういったものを減債基金へ積み立てたって何か一緒のような気がするんですけど、それは国の考え等もあるんだと思うんですけど、今のところ別に影響がないということなんですね。

あと、財政調整基金を取崩しに対して積み立てるだけなので、大体21億円程度を持っていればいいということなんですか。

長崎財政課長 どれだけ持っていればいいのかというのは非常に難しいところでありまして、財政調整基金はいわゆる自治体の貯金というふうに思われますので、災害があった場合ですとか急な支出が必要になった場合、こちらを活用することができると思いますので、適正な額というのはちょっと難しいかなと思います。

先ほど基金の話があって、減債基金も財調も同じじゃないかというような話もありました。減債は起債の償還に充てるとというのが一応決められていますので、貯金に近い部分は正直あるのかなと思うんですけれども、実際にそれ以上の起債の残高を持っておりますので、財調とは若干取扱いが違うと思います。

あと、その他の基金、公共施設整備基金ですとか、ほかにも福祉のまちづくり事業基金とか、いろいろな基金を10ほど持っていますけれども、そちらのほうは特定目的基金というような分類をされていますので、それらは使い道については割と絞られた格好に

なっていますので、その部分は少し別に見ていただけるのかなというふうには考えております。

大浦委員 ほかの基金は担当が違うので抜かしたんですけど、今ここ最近の取崩しとして、やっぱり公共施設に関する整備に関して財調が取り崩されているケース等もあったので。公共施設整備基金って数年前まですごく減っていて、この二、三年ですごく、4億円ぐらい増えたように思っているんですけども。

なので、財政調整基金は災害等とあるんですけど、よくそういった調整する基金なので取り崩されるのは分かっているんですけども、公共施設整備基金等に積立てがあれば、財調はしばらく取り崩すことはないのかなということも思ったりして。ただ、基金なので、何て言ったらいいですかね。すみません。何でもありません。ごめんなさい。

古沢副委員長 さっき聞き忘れました。繰上償還2億5,500万円ということになって、3年度末の市債残高はどれだけになるでしょう。

長崎財政課長 3年度末の地方債現在高は、99億9,994万1,000円です。9が5つの、あとは4、1でございます。

青山委員長 ほかにございますか。大丈夫ですかね。

(質疑する者なし)

青山委員長 そうしましたら、次に進みたいと思います。

第2款総務費のほうからですね。小川企画政策課長、お願いします。

[歳出 2款 総務費 総務管理費(企画政策課分) P72～77 小川企画政策課長〈説明省略〉]

青山委員長 これより、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手の上、お願いいたします。

吉森委員 ふるさと納税の件なんですけど、トータル、ふるさと納税が増えたことによってかかった費用って、大体幾らぐらいですか。

小川企画政策課長 すみません、ちょっと確認なんですけど、今増えたのは1つのポータルサイトということになります。その1つ分で。

吉森委員 委託費を。要は増額分での。

小川企画政策課長 増額、1,100万円ほど全体として増えておるものでございます。それに伴います、先ほど申し上げました委託料が増額になっておるんですが、ポータルサイトが1つ増えた……

吉森委員 そうじゃなくて、要は、ふるさと納税が1,100万円ほど増えたのに対してかかった、要は増額した分というか。

小川企画政策課長 すみませんでした。大体、経費率としては約半分、50%ということで、増えた分に係る経費という意味では大体半分強ぐらいでないかと。

吉森委員 これは歳入のときに聞けばよかったんですけど、ちなみに、ふるさと納税で入ってくるときに、寄附者って何に使ってほしいとかって項目を分けるじゃないですかね。それってどれぐらいの割合で。市長に任せる部分とか、教育費に使ってください、道路に使ってくださいとかというのがあると思うんですけど。ちなみに、それが適切に使われているかどうかということ。

青山委員長 内訳が分かれば。

小川企画政策課長 内訳でございますが、まず、活用希望事業名ということで5つございます。活力と活気のあるまちづくり事業、香り高い文化のまちづくり事業、安心・安全なまちづくり事業、福祉のまちづくり事業、未来を担う子供たちのためのまちづくり事業の5つと、あとは指定なしということで、合計で選択肢は6つございます。

3,770万2,000円の寄附のうちですが、金額ベースでいきます。まず活力と活気のあるまちづくり事業に822万円、香り高い文化のまちづくり事業に140万5,000円、安心・安全なまちづくり事業に305万5,000円、福祉のまちづくり事業に369万2,000円、未来を担う子供たちのためのまちづくり事業として1,175万円、指定事業なしが958万円という内訳になります。

吉森委員 一応それは適切に使われているという考えでいいんですかね。どうにでもなるとは思うんですけど。

小川企画政策課長 それぞれの寄附に応じた市のいろいろな事業に割り振りまして使用することになりますので、適切というふうに考えております。

青山委員長 ほかにございますか。

大浦委員 すみません、ちょっと忘れたので確認させてください。

みんなでつくる協働のまち推進事業費なんですけど、これは事業に対しての上限額を踏まえてのものだったのか、一律の補助だったのかって、どっちでしたかね。

小川企画政策課長 特別協働事業というのと一般協働事業というのがございまして、一般のほうは上限が10万円です。特別のほうは20万円ということになっております。

大浦委員 それで、この事業の中でマックスの上限にいったその件数がどうなのかという

か、ほとんどが例えば10万円の上限額をマックスでもらわれる事業が多かったのかどうか、お聞かせください。

小川企画政策課長 令和3年度のみんなでつくる協働のまち推進事業につきましては、全部で8団体ございます。今ほど言いました一般のほうで5団体、特別が3団体あります。

特別のほうはデジタルとか多文化共生ということですが、こちらは皆さん20万円の満額といいますか、上限額になっております。

一般のほうも5団体のうち4団体には10万円の交付をしておりますが、1団体だけ事業費の8割ということもあるものですから、7万7,000円という形になっております。

大浦委員 これ、お金が支払いされるのって、事業終了後、決算を見て出されるものでしたっけ。それとも計画書を見て出されるものでしたっけ。どちらでしたっけ。

小川企画政策課長 実質は、まず交付決定は計画書を見て交付決定させていただきます。

その後、実績報告の下に支払いということになると思います。

大浦委員 実績報告書は見るけども、本当にその事業が実施されたかどうかって、どうやって確認されるんですかね。

小川企画政策課長 事業によりましてはもちろん写真等をつけてあるものもございますし、実際にやっておられるということは確認しておるんですが、中にはその場へ出向いたものももちろんございますが、全て出向いておるんかと言われたら、そういうわけでもございません。文書と写真等で確認することになります。

大浦委員 ふと思ったのが、事業を開催する主催団体の報告書が適正監査なのかどうか、ちょっと見たことないので分からないですけども、使用に関しては主催者側がどうにでも書けるような気がしたので、その辺をしっかりと精査しないと、この事業の補助金が適正に使われたかどうか分からないという、ちょっと欠点がある事業になっていないかなということを思いました。

小川企画政策課長 おっしゃるとおりだと思います。我々企画政策課だけではなくて、決裁時には財政課のほうにも合議しております。内訳を見てもらいつつ、おかしい出費がないかというのは多人数の目で確認しておるものでございます。

青山委員長 ほかにございますか。

竹原委員 今の話の延長線になるんですけど、今、大浦委員からは予算執行に対する疑惑の目ですね。私は逆に、手持ちのお金がなくて何か事業をしたい。市から20万円ないしは10万円の事業資金が提供されるだろうということで段取りはするんですけど、さあ、

やろうと思ったら手持ちにお金がなくて、早めに、事業着手する前に市からの補助金が欲しいといった場合には、対応として、今はどうか分かりませんが、今後そういった考えがあるかもしれないような気もせんでもないという気がするんですけど。先ほどの真逆ですけど、対応としてどうされるのか。

今まで、このみんなでつくる協働のまちづくり事業って、ある程度の予算を組んでいながらも、今回はコロナの話もあってなかなか事業実績が上がらなかったということで、数年前からほぼほぼ横ばいの予算規模で組んでいらっしゃると思うんですけど、実際20万円が妥当なのか、10万円が妥当なのか。ある意味、ほかの事業と抱き合わせて、課をまたいで補助金を頂くという可能性もなきにしもあらずですけど、もう一回少し事業内容をこれを機に見直されて、上限金額も、イベント性が高いだとかいろんな考慮をしていただいて、20万円でちゃちゃっとこの事業規模では足りないんじゃないかというちょっとした配慮、あるいは、団体であれば20万円、個人的な数名でのまちおこしとかそういうことに関しては10万円しか出んから、そこそこの事業しかできないといった形も見えてくると思うので、これを機に少し事業補助の増額あるいは意図しない事業に対しては減額といったことも踏まえて、事業内容を考えられたらどうですかね。

小川企画政策課長 ありがとうございます。

一般協働事業と特別協働事業というふうに分かれておるわけでございます。

ただ、特別協働事業のほうの20万円につきましては、募集テーマをこちらのほうで設定することになります。そのテーマの設定に関しまして、いろいろとその状況に応じた、またいろんな要望等に応じたものになるよう、また考えていきたいというふうには思います。

あと、先にお金という話もございましたが、ちょっと今までそういう話を私は聞いたことはなかったということもあったのですが、ちょっと相談に乗りつつ、概算払いというものができるかということも踏まえて検討していきたいなと思います。

以上です。

大浦委員 あと、これは3年の期限を設けられてやっているかと思うんですけども、さっき5件、3件と言われたんですけど、3年度の新規件数って何件なんですか。

小川企画政策課長 新規が3件、継続が5件です。

大浦委員 それで、3年たった後に、例えば同じ団体さんが名前を変えて違う事業名で同じ方がやられたのも、何か以前見た気がするんですね。

何か特定のされた町内会であったり団体が、3年をめぐにというかを繰り返しやっているイメージもちょっと思ったときがあったんですけど、例えば今この5件、3件で、ずっとみんなでつくる協働のまちづくり事業、別にやったら駄目ということではないんですけど、幅広く活用されている事業だと評価されているのか、それとも特定の団体であったり町内会が活用されている事業だと思っているのか、どうなのでしょう。

小川企画政策課長 以前から見ますと、やっぱり以前は確かにイベント的なものがあった、そういうものに使っておったかなと思うんですが、最近ならプログラミング教室ですとか町内会の環境保全活動で、特別協働事業になれば町内のDX化といいますかデジタル化のほうに最近は力が入ってきておるものだと思っております。

また、たのしい日本語ひろばというものにも助成しておりまして、多文化共生のほうにも入っております。

ただ、名前を変えて云々となると、ちょっとそういうのはどうかと思いますが、町内会では隣の町内をまねして同じような事業をされるとか、そういうふうにどんどん広まっていけばいいなというふうには思っておりますので、今こういうふうにご利用されていますよということを広報でも載せておって、どんどん使ってくださいということでPRもしておりますので、偏らないように皆さんで使っていただければというふうに考えておるものです。

竹原委員 すみません、話が全く変わるんですけど、73ページ下段の、先ほど富山県並行在来線経営安定基金拠出金が従前よりも900万円増えて、これからしばらくはこの金額ですよということの説明だったんですが、その期間が過ぎた後って、また上乘せで払えというような形でくるのか、あるいは1回リセットで協議し直しとなるのか。

私が何でこういうことを言うかといいますと、やっぱり沿線自治体として協力金を出している以上、公共交通機関の利便性を高めてほしいのはごもっともだと思うんですけど、使う人がどこにあるかって言われると、やっぱり電車ってなると学生ですね。高校生。例えば富山市が新幹線でどこぞの学校に行かれるときは補助を出しますよとなっていますけど、滑川市はそういうことを一切やっていないと。それで、沿線自治体だからと言われるがまさに拠出金を支払って、当の事業者主体に対してこうやってくれというそういう強い思いも持たずに、ただただ支払っているだけのお金だと思うんですよ。

となれば、2,300万円のお金を拠出するならば、例えば1学年100人程度、高校生だとか大学生だとか、電車を使う子どもたちに年間のフリーパスを半分の金額なら拠出して

あげますよと言ったほうが、よっぽど地元の人に喜ばれると私は思うんですけど、こういったお金の使い方って、万雑だから払わんなりませんっていうがも分かるんですけど、もうちょっと合理的な使い方を今後できないものですかね。

小川企画政策課長 まず、今現在決まっておるがは令和7年度までで、毎年2,300万円。令和8年度以降につきましては、今まさにこれから決める話を進めているところでございます。

その金額がどうなるか云々というのはちょっと今の段階では分からないんですけれども、そもそもこの拠出金というものに関しましては、新幹線関連の固定資産税が増加する分ということで当初の話があったものだったかと思っております。

最初のほうは確かに安かったんですが、それは軽減措置もあったりして全額的にも安かったということで、だんだん増えてきておるものだと認識しておるんですが、令和8年度以降につきましては今後の協議ということになります。

今ほど言われましたいろいろな使い道に対して意見できないのかということでございます。意見する場はございますので、また滑川市民にとって有効になるよう、提案できることはしていきたいというふうに思います。

以上です。

竹原委員 今ほど課長からも説明あったように、北陸新幹線の固定資産税相当分というのは以前から、相沢課長のときからも説明があったわけなんですけど、もらっているからその分出ししようという安易な考え方ではなくて、もらうからにはしっかりと地元にお金が落ちるように、誰のための固定資産税なのかというのを考えていただいて、特定のところからたくさんもらっているから、その分返ししようというのではない考え方で、ぜひ今後進めてください。

小川企画政策課長 おっしゃるとおりの考え方、忘れないようにしたいと思います。

青山委員長 ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですので、それでは、次に進みます。

石川会計管理者。

〔歳出 2 款 総務費 総務管理費（会計課分）P 68～69 石川会計管理者（説明省略）〕

青山委員長 すごい少ないんですけども、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

竹原委員 ないでちゃ駄目ながで。

毎年、北銀さんから行員を派遣していただいています。今回もちちゃんと派遣してもらっていますが、北銀さんとの話合い等されていると思うんですけど、今後派遣していただくに当たって、例えば最低賃金が上がったから行員の給与もちょっと上げてよだとか、そういった話合いの場というのはされているのかなと。

多分おられなかったら都合悪いことがたくさんあると思いますので、役所的にはぜひ毎年派遣していただきたい旨は言っておられると思うんですけど、その辺のやり取りというのはちゃんと行われていますかね。

石川会計管理者 毎年話合いは行っておりまして、私になってからはまだなんですけれども、去年の段階でもやはり派遣は続けてほしいということでお願いはさせていただいております。

現在来ていらっしゃる方及びもう一人、その方が都合悪いときに交代で来ておられる方々についてはいいんですが、実は若い方々が、今は銀行員さんは手でお札を数えるということをされないそうなので、行く行くは今のお二人がおられなくなったときにというのが、かなり将来ですけど、あり得る可能性はあります。

竹原委員 今どき紙を数える仕事というのは機械で全部やってくれると思うんですけど。そこまで心配しなくてもいいと思うんですが、窓口に常にといいですか、行員さんがいていただくという形が局部的には理想だということで解釈はさせていただきます。

ただ、北銀さん以外にも地元銀行さん、信金さんも含めておられますので、人手が足りなくなったからって言われれば、他の銀行さんにも声かけするのは当然だと思いますし、今後の対応をしっかりしていただければと思います。答弁は別に要りません。

青山委員長 手を挙げていますので。

石川会計管理者 市のほうとしてもやはり必須の人員ということで、今後ともずっと派遣していただけるように引き続きお願いはしたいと思います。

また、万が一、今現在の北陸銀行さんで難しいというようなお話になった場合には、ほかの金融機関のほうへ依頼するということもしていきたいと思います。

青山委員長 ほかは大丈夫ですね。

(質疑する者なし)

青山委員長 次に進みます。

好田監査委員事務局長。

〔歳出 2 款 総務費 総務管理費（総務課分室分） P 76～77 好田監査委員事務局長〈説明省略〉〕

〔歳出 2 款 総務費 選挙費 P 84～91 〃 〈説明省略〉〕

〔歳出 2 款 総務費 監査委員費 P 92～93 〃 〈説明省略〉〕

青山委員長 それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手の上、発言をお願いします。

竹原委員 ちょっと 1 つ教えてください。市長選挙、衆議院選挙のポスター掲示板は160万何がしの設営費なんですけど、市議会議員は四百二十何万円。

あまり業務的に、平米数が多いだけで、くいが 1 本多いだけで、そんなにも業者負担が多いとは言にくいんですが、何で倍以上も予算執行の差異が出ているのか。素朴な疑問なので教えてください。

好田監査委員事務局長 委員ご指摘のございましたポスター掲示場の関係ですけれども、まず、市長選挙については163万9,000円ということで、4区画、88か所の設置費でございます。市議会議員選挙費については423万5,000円ということで、こちらは21区画の88か所でございます。

費用が増嵩しているというようなお話だったかと思えますけれども、昨今の材料費の高騰なども影響していたというふうに聞いております。

竹原委員 そう高そうなくいでもないのですが、材料費はそんな変わらんとしますけど、同じ 8 か所の打ち込みで、私は何を言いたいかというと、これは入札で決まるわけなんですよね。そうしたら、あまり安くなり過ぎると、風の強い日、雨の強い日とか台風が来るとなったら、結局、取付け業者がパトロールしたり、もし万が一、風で何かなったというたら修繕もかかってくる。でも、そういったものに対しての修繕料なんかももちろん出ませんし、最初からこの金額でやってくださいよという金額だったら、今後、受け手がおらんようなんじゃないかという心配をしとるがです。

だから、市議会議員のときは420万円。くいも何本か 1 か所につき多いし、ポスターを貼る面積も多いですから、金額が上がりましたと言われれば、要は業者の負担も、同じ面積じゃない。倍なら 2 倍の労力が必要ですから、それは分かるんですけど、国政選挙なり県議会議員選挙だったら、結局、国や県からお金が来るわけですよね。委託料が。

にもかかわらず、末端で入札でくい打ち業者、ポスター掲示業者を決めて安く上がりましたと喜ぶべきものではなくて、かかるものはしっかりとかけてあげていただきたいという思いで、今回。前回はそういった質問をさせていただいたんですけど、安ければいいじゃなくて、やっぱりしっかりとしたものを買ってもらうには、それ相応の予算を組んであげるべきだと。

逃げ道は、それこそ何でこういうお金がかかったんだと言われたら、物価高騰と言われたらそれでしまいですから、それでしまうのではなくて、しっかりとしたものを今後継続してやっていただきたいがゆえに、こういった質問をさせていただきました。

ただ、それがあまりにも、同じ場所なのに倍以上金額が違うから、どうなんですかという言い方をしただけで、今後また選挙が幾つか始まってきますから、結局、県なり国なりから委託料をもらっているわけなんですから、しっかりそれを有効に使って、いいものをやりましょうということなので。

でかいともらったから、結局減ったら、その分返さなならんということもあり得る話なんですからね。それも見据えてやっていただきたいと思います。

好田監査委員事務局長 今ほど議員のほうからご指摘ございましたポスター掲示場の関係ですけれども、国なんかから来るポスター掲示場の設置経費というのは実態と合わない部分がございます、あまり多く措置されていないという部分がございます。そういった中でもしっかり設置というのはする必要があるものですから、また機会を捉えて、地方ではこれだけお金がかかっているんだよというところも訴えていく機会がありましたら、またそういったことも伝えていきたいと思っております。

竹原委員 職員の超過勤務にはしっかりお金は出しますが、こういったアウトソーシングで外注発注というのは年々目減りするというのは、私はちょっとそぐわないんじゃないかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

青山委員長 ほかにございますか。

尾崎委員 90、91ページ。今の説明で17節か。備品購入ということで、計数機を新規購入されたということで、これは今の説明では2台ですね。1台？

好田監査委員事務局長 計数機については1台です。

尾崎委員 私はほとんどの開票立会いに、国政選挙であれば夜中の2時とかまで立ち会っておるんですけども、この計数機を入れて、これは事務効率を高めるために入れたという理解でいいんですかね。

それと、当然、この後続いた市議会議員選挙とか市長選挙に大いに活用して、事務効率というか開票効率が上がったということで理解していいんですかね。

好田監査委員事務局長 計数機につきましては、導入した年度が古いものもございます。

衆議院議員選挙費は17節の備品購入といった費用も措置してございますので、古いものから順番に取り替えているという側面がございます。

委員おっしゃられたように、計数機が途中で壊れますと集計作業に影響が出るものですから、そういったことがないように順次更新していつているものでございます。

また、それに併せて、更新によって全体の集計時間についても短縮が図られているものと思っております。

尾崎委員 新規購入に伴って古いものから廃棄して、トータル保有台数は変わらないのか。

要は、そういった国のルールにのっとって、何年たったから新規購入してもいいよということで購入したということで、古いものでも使える、戦力になるものは有効活用して、どんどんどんどん台数が増えることによって集計効率も上がってきていると、こういう理解でいいんですね。

好田監査委員事務局長 計数機については、その選挙ごとにラインといいますか、割ける人員も大体固まっておりますので、計数機が一台一台どんどん増えていくというわけではございませんでして、古いものを更新していくと。例えば6台設置しているものが、1台途中で開票作業中に止まったりすると都合悪いものですから、そういったものを更新していくということでございます。

尾崎委員 すみません。そしたら要するに、壊れていないものはずっと古くても持っていて、国のルールで買ってもいいよということで増やしていると。その計数機を46万2,000円で購入したということでしょう。そうすると、どんどんと計数機は使えるものを含めれば増えていつていると。

好田監査委員事務局長 そうです。

尾崎委員 有効活用して、どんどんどんどん使えるものは使って、それで、後の地方選挙にも活用するものは活用して開票作業効率を高めていると、こういう理解でいいですよ。

好田監査委員事務局長 委員ご指摘のとおりでございます。

尾崎委員 ありがとうございます。これで夜中の2時が夜中の1時半ぐらいで終わることを期待しております。

青山委員長 ほかにございますか。

安達委員 すみません、素朴な質問です。職員さんの手当ですけども、市議会議員、市長選挙、国政と、当然、時間もこんな超過になれば圧倒的に金額にばらつきがあるなと思うんですけど、これは職員さんでやっておられると思うんですけど、何人分で、例えば開票のときだけなのか、それ以外の用意を含めての金額なのか、ちょっと教えてください。

好田監査委員事務局長 超過勤務手当につきましては、基本的には選挙当日の手当になります。投票事務、開票事務、それぞれで職員をあてがっております。

人数につきましては、ちょっと細かいんですけども、超勤手当の対象になっている人数でございますけれども、まず市議会議員選挙費につきましては、投票事務については81人、開票については68人、市長選挙費につきましては、投票事務が77人、開票事務が64人、衆議院議員選挙費については、投票事務が85人、開票事務が73人、それだけの職員の超過勤務手当となっております。

安達委員 ありがとうございます。人数ばらばらですね。これって何か。例えば、職員さんを使うのは平均して80人なら80人とか、60人なら60人とかというふうにするのではなくて、開きがあるのは何ででしょうか。

好田監査委員事務局長 まず、市長選挙と市議選については投票箱が1つですけども、衆議院議員選挙については、選挙区、比例区、あと最高裁の国民審査もございますので、それによって、受付の人数は変わらないんですけども、投票用紙の交付係がまず増えてきます。

それと、国政選挙については選挙区、比例代表、国民審査とかなり時間がかかりまして、こちらに手元資料で終了時刻があるんですけども、終わる時間も全然違っていて、市長選挙が最終の数字が出たのが22時10分、市議会議員選挙につきましては最終が出たのが22時56分、衆議院選挙につきましては、まず選挙区が最終が出たのが22時40分、比例のほうが確定したのが24時25分、最高裁国民審査の確定したのが26時37分、さらにその後、事務局の片づけなどもございまして時間が相当かかっているのと、またばらつきがあるということです。

安達委員 ありがとうございます。ちょっと普通に考えたら、この職員さん、大体数がそんな減ったり多くなることがないと思うので、すみません、素朴な疑問でしたけれども、分かりました。

青山委員長 ほかにございますか。

大浦委員 確認なんですけど、役務費の中に選挙機器点検料って各選挙であるんですけれども、この選挙機器というのは何のことなんですかね。

好田監査委員事務局長 選挙機器といいますのは、まず交付機。投票用紙をボタンを押したら「市議会議員選挙です」というような音声とともに出す機械、これが交付機になります。

その後、開票作業で、まず100枚ずつ単位で数える計数機ですとか、その前に分類機というのがございまして、かなり大型の機械です。それが今現在は2台、令和3年度中は1台だったんですけれども、1台で足りないものですから、魚津市から機械を借りて行っております。

そういった機械類の点検費用ということでございます。台数も結構ございます。

大浦委員 これはあくまでも点検料で、その点検をした結果、修理にかかった場合のものもこの中に入っているんですか。

好田監査委員事務局長 修理にかかった費用はこの中には含まれておりません。

大浦委員 簡単なイメージとして、使う機器は市議会議員も市長選も衆議院も大体一緒なのかなと思って、令和3年度にこの3つの選挙があったわけで、機器点検は全部の選挙でされるんですかね。選挙になれば、当然、事前に点検を行いなさいというルールづくりがされているのかどうかと、あとその点検料も、選挙の規模に応じて、種類に応じて、点検する機器の数が違うのかって。結局、決算額も違うので、全部が。その辺のものはどうなんでしょうかね。

好田監査委員事務局長 それぞれの選挙費で役務費の金額が違うということですね。

石川総務部長 機器の点検の中には、当然選挙ごとに、特に分類機なんですけれども、候補者を読み取っていく作業といいますか、当然人によって違うので、市長選であれば今回2人でしたし、市議選であれば十何人でしたし、国政選挙であれば何百何十人分みたいな話を現時点で読ませていただいて、それがうまく動いているかという確認も含めての点検料になるものですから、必ず点検料的なものは出てくるという認識です。

ただ計数機等々については、例えば1週間、2週間後ぐらいにあった選挙もあるんですけれども、そういうものも簡易的な点検はしますけれども、基本的には分類機等の設定ですとか、そういったものも含めて点検しているということでご理解いただければと思います。

大浦委員 分かりました。

青山委員長 よろしいでしょうか。

(質疑する者なし)

青山委員長 それでは、次に入りたいと思います。

第1項の第2款総務費ですね。櫻井総務課長、お願いします。

〔歳出 2款 総務費 総務管理費（総務課分） P 64～81 櫻井総務課長 〈説明省略〉〕

〔歳出 2款 総務費 統計調査費 P 90～93 〃 〈説明省略〉〕

青山委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手の上、発言をお願いします。

高川委員 81ページ、自主防災組織活動の補助金のことなんですけど、16か所ということなんですけど、現在、自主防災組織は全体で幾つあるとかって。

櫻井総務課長 現在、自主防災の結成された組織数としましては、町内会数でいうと142町内会あるんですけど、そのうちの115町内会で設置されております。

高川委員 そしたら、その上の強化事業補助金、今は西加積1か所だったんですけど、そういうような補助金はその町内の方みんなに周知されとるかどうか、お聞かせください。

櫻井総務課長 自主防災組織活動強化事業費補助金や、その下の自主防災組織の活動補助金、16か所に補助した分の助成金などは、毎年4月に行われる町内会長研修会において、そういった制度がありますのでぜひ利用してくださいといったように、各町内会長さんに制度説明するほか、ホームページ上でも掲載して周知を図ってございます。

青山委員長 ほかにございますか。

尾崎委員 78、79ページの今の10節の需用費の不用額が662万円。これは執行率が半分以下になっていますよね。この説明はなかったかと思うんですけど、この662万円の不用額の中身を教えてください。

櫻井総務課長 すみません。これは、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算がございまして、それは国の地方創生臨時交付金とかを使われたものでございますが、一括して総務課のほうにも予算要求というかをしまして、大体これぐらいかかるんだろうという見込みだったものなんですけど、そういった中で必要に応じて支出するものとか、あと、支出する際には、各担当課というかほかの部署にも問合せしながら支出した分もござい

すが、そういった中で、何でもかんでも買うんじゃないくて、必要に応じてというか、ちゃんと精査して購入とか、それは17節の備品購入費もそうなんですけど、購入したことによりまして、ちょっと予算額が過大だったこともあるんですけど、ちょっと不用額を出させていただきました。

尾崎委員 ということは、要は、当初予算計上したけれども、国の例えば地方創生臨時交付金か何かでそれを充てられるということで、こいつを使ってやれということで不用額に回したと、こういう理解でいいんですね。

櫻井総務課長 使えるものはもちろん使わせていただいた上で、国のお金と言いながらも、やはりそれは税金もありますので、精査した上で使わないものは使わないというふうにしたものでございます。

尾崎委員 いわゆるコロナ対策の備品ということであれば、別段購入しておいても腐るものでもないから、国のやつも使うものは使って、予算を使って備蓄しておくという考え方もなきにしもあらずだったのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

櫻井総務課長 そういったことも含めて検討もして、総務課だけじゃなくて、ほかの部署とも相談しながらやったんですけど、例えば、消耗品の中に学校関連のコロナの検査キットというものもこのところから出したんですけど、そういったいろんな部署とも連携協力しながら図ってやった面はございます。

確かに、でも尾崎委員の言われたとおり、腐るものじゃないものは買ってもよかったんじゃないかとも思いますが、そこは精査してやったところでございます。

青山委員長 うちの市役所は、某どこやらと違ってイカのモニュメントは造らなかったということで、真面目に執行されているということでもあります。

尾崎委員 分かりました。これ以上言いません。

青山委員長 ほかにございますか。

大浦委員 今のところの備品購入費で、サーモカメラだとかビックファンとか購入されたと説明いただいたんですけども、これは主にこういった施設で使うための購入だったのかお聞かせください。

櫻井総務課長 サーモカメラは、令和2年度で整備できなかった分としまして、健康センターとかの何とか検診とかよくあると思うんですけど、そういった検診事業とかに使うために、ここのところで購入してくれないかとかという相談を受けて購入したものでございます。

ビックファンなんかは感染症、それこそ避難所の感染対策用として購入しまして、今、備蓄庫に保管してございますが、もし避難所がこういった夏場とかでも開設するような事態やったら、やっぱり暑さ対策も兼ねまして、要は体育館とかの換気とかを目的に、このビックファンとかを回して対応しようと考えて購入したものでございます。

大浦委員 そしたら、すぐに緊急的に必要なものではなくて、取りあえず備品として持っているという購入だということなんですよ。

櫻井総務課長 そうですね。そのときどれだけの台数が必要かというのも、同じく持っている部分の備品なんですけど、台数とかについては、やっぱり全避難所用の台数はさすがに多く買い過ぎだろうとかというふうに検討しまして、やっぱり避難所を開設するのに大体どこが有力だとか、そういったことを検討しまして、そういった同じ持っている台数にしても、なるべく場所の大きさもあるんですけど、要は最小限というか、必要性に応じて購入したものでございます。

大浦委員 さっき需用費の中で使えるだけ使ってやろうみたいなことも言われて、不用額が出ていたんで。でも、こっちは結局不用額が少なく、その予算の範囲内で必要なものを買われたということなので、何かちょっと違いがあったなというので聞かせていただきました。ありがとうございます。

青山委員長 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようですので、次に参ります。

地崎税務課長、お願いします。

地崎税務課長 それでは、歳出を説明する前に、午前中の歳入での差押えについて説明させていただきます。

差押えの中で、令和3年度1件不動産の差押えをしておりますが、これにつきましては、本人に差押え通知を出しまして、法務局には「滑川市差押」というふうに登記簿に記載してもらっております。

差押えをしながら、滞納者に対しては引き続き納付も促しているところでございます。以上です。

青山委員長 よろしいでしょうか。私が言ったので大丈夫なので、そのまま説明をお願いいたします。

青山委員長 それでは、質疑に参ります。質疑のある方は、挙手にて発言をお願いします。

(質疑する者なし)

青山委員長 そうすると、83ページ、そのまま入っていただきまして、上段の償還金利子及び割引料の中で、市税過誤の納付金の還付金及び加算金の説明が備考をそのまま読まれただけだったので、具体的をお願いします。

地崎税務課長 22節の償還金支出済額が前年度と比べ266万円の増となりました。

主な原因ですが、令和3年度における法人市民税が6月、7月の3社でございますが、減益や設備投資などの影響で約2,300万円の還付金が発生したことによるものであり、令和3年度当初予算2,000万円を大幅に超えたこともありまして、12月補正で300万円要求したものでございます。

青山委員長 そうすると、予定納税で、実際その年度をまたいでみて確定したらこれだけの金額になったという認識でよろしいですかね。

地崎税務課長 そのとおりでございます。

青山委員長 一番最初の午前中もそうですけれども、市税全体の、法人も含めて個人も含めて、所得が何とか戻ってほしいなというそれだけなんですけれども、今年度、決算はあれなんですけれども、今ちょっとコロナが落ち着いてきて、来年度の見通しとかそういうものはあるもんですかね。ないもんですかね。何かつかんでいらっしゃいますか。

地崎税務課長 今のところいろいろ情報を集めている段階でございまして、予算要求に向けて、またさらに細かく分析しながら次の予算立てをしていきたいというふうに考えております。

青山委員長 了解しました。

大浦委員 81ページの一番下のたばこ販売促進事業補助金なんですけど、これはどこに補助を出しているものなんですか。

地崎税務課長 たばこ組合に補助を出しております。

大浦委員 この9万円の根拠って何なんですか。

地崎税務課長 たばこ販売協同組合魚津支部へ出しております。

その根拠なんですけど、その組合では美化活動とか未成年者の喫煙防止活動、防火活動、分煙活動などをしておられますので、それに対して必要なものなどをお聞きしまして、

それに対する支援をしております。

大浦委員 これは毎年同額 9 万円の補助金が、毎年こういった事業をするからやるのか、それとも 9 万円補助するから何かやってくださいねという。どういう中身かちょっと分からないんですけども。まず、毎年申請を組合から受けているんですか。

地崎税務課長 組合のほうから申請していただいております。

大浦委員 それで、毎年これは一律なんですか、補助金は。それとも 9 万円が上限額なんですか。

地崎税務課長 予算の範囲内ということで、決まってはおりません。

そしてまた、滑川市だけではないので、新川地区の市町村などとも情報交換しながら交付金額を定めています。

大浦委員 その魚津支部に出している各自治体は、一律 9 万円なんですね。

地崎税務課長 一律ではありません。

青山委員長 もうちょっと具体的に教えてください。一律ではなく、どういう状況なのか。

地崎税務課長 一律ではなくて、人口割とかたばこの取扱料などで金額が違うものというふうに思っております。

大浦委員 どういった経緯でこの補助金が設定されたかちょっと分からないんですけど。

それで結局、魚津支部になんですよね。各自治体と帳尻合わせてやっていらっしゃるというようなお話なんですけど、結局その補助金の活用が全く分からないので。前みたいに毎年毎年その決算額として出てきているので、その中身を知りたいと言ったわけでありまして、把握されているか、されていないかという話です。

青山委員長 ちょっといいですか。継続事業で恐らく今、地崎課長の話を聞かせてもらうと、中身、趣旨自体を継続事業なものでそのまま流しているような状況だと思うので、ちょっと今日調べてもらって、あした、どういったもので、こういうもので使われているというのだけ言っていただければ、大浦委員は多分納得されると思うので。

今の状況だと多分、どうなんだろうと言っているぐらいなので細かく答えられないと思うので、あしたでよろしいですかね。

地崎税務課長 今分かる範囲でなんですが、先ほども申しましたとおり、美化活動、例えば公園とか駅とかのごみを拾う活動をしておられます。それに必要な物品とか、あと、未成年者の喫煙防止活動などと分煙活動に必要なものなどについて支援しているところ です。

竹原委員 宿題にして。私の記憶では、十数年前ですけど、秋の交通安全週間のときに、交通安全マスコットをたばこ組合の方々が配られた経緯も私は記憶しております。

大浦委員が言うのは、年間9万円の市からの負担で、市内で新川支部の方々の活動が見えていないので、どういった活動をしているのですかと聞いているので、ごみ拾いだと言われたら、自分とこのうちのごみを拾うごみ拾いと解釈されて終わりなので、その組合員さんがどれだけおられて、うち何人の方が滑川市内の業者さんで、こんな活動をしていますよと言われれば、それで終わりの話な感じです。

それを一緒くたに物をしゃべられるもんだから、はてな、はてなになっていくわけで、これは今日じゃなくてもいいので、あしたでもあさってでも構いません。事業実態を調べていただいて、こういった事業ですよというところを言っていただければそれでいいので。

無理にここでごり押しをして納得させるというのは、別にしなくていいと思います。

地崎税務課長 それでは、後日また説明いたします。

青山委員長 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 なければ、暫時休憩を挟ませていただいて、再開は3時15分でお願いします。

午後3時03分休憩

午後3時13分再開

青山委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

消防費に入る前に、小川企画政策課長からの内容を部長からということで、石川総務部長、補足をお願いいたします。

石川総務部長 73ページの下段のほうでございます。企画政策課のみんなで作る協働のまち推進事業交付金に関してでございますが、竹原委員のほうから概算払いについても検討すべきではないかというふうなお話があったかと思います。

現在、既に概算払いを実施しているところでございます、最大で8割、概算交付しているような状況でございます。

ただ、概算交付をしているような割合につきましては、申請されている方の大体3割から4割の人が概算払いでございまして、実績報告で精算を実施しておるということをご報告させていただければと思います。

以上でございます。

青山委員長 大浦委員、大丈夫でしょうか。竹原委員も。

竹原委員 去年の担当者だったらすぐ答えられたということだね。

青山委員長 それでは、次に進みます。

第9款の消防費からですね。前野消防署長。

〔歳出 9 款 消防費 P 174～177 前野消防署長〈説明省略〉〕

青山委員長 それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

安達委員 175ページの17節の備品購入なんですが、今ほどの説明にもあったんですけど、これはどちらに設置しておられますか。

前野消防署長 こちらの3品ですが、こちらは消防署のほうに整備しております。

空間除菌脱臭機につきましては事務室のほうで。オゾンを使った空気清浄機になります。

非接触式サーモカメラにおきましては、2階事務所の入り口のほうに設置しております。

オゾン殺菌装置につきましては、これは救急車内のコロナ感染者を運んだ後の高濃度のオゾンを発生させて殺菌を行う装置でございまして、患者さん搬送後に使用しております。

以上です。

安達委員 オゾン殺菌装置というのは、その救急車両にもう設置済みということですか。

それとも署に設置してあって、どの車にも殺菌の装置といたしますか、できるということですか。

前野消防署長 これは車に積載するものではございませんでして、これくらいの空気清浄機のちょっと小型化版みたいものでして、どの車にも積載して使用することができます。

安達委員 署にその装置が1台あるという認識でいいんですね。

前野消防署長 そのとおりでございます。

青山委員長 ほかにございませんか。

吉森委員 175ページの18節、負担金補助金の部分で、不用額の150万円相当が要は私設消防団の車の部分で。これは、予算立てする時点で聞いたりしないんですか。

前野消防署長 予算化されたのは令和３年度からでして、それまでは申請があれば補正予算で対応していたんですけれども、予算化するというので、令和３年度から予算化したものでございます。

吉森委員 今後もずっとこれで予算として150万円がついてくるものだといいですか。

前野消防署長 令和３年度の予算化するに当たって、今後どこの私設消防組さんもポンプが大分古くなってきているものですから、毎年出てくるんじゃないかということで、今後予算化、毎年つけていこうという話になった。

ちなみに今年度におきましては、堀江消防組のほうで申請されまして、現在手続中でございます。

吉森委員 こういう補助金があるって私設消防団は分かっておられるということの認識でよかったですか。

前野消防署長 文書のほうで案内してあります。

青山委員長 ほかにございますか。

大浦委員 177ページの需用費の中の消耗品費、先ほどゴーグル300個のお話をされましたけども、これは当初、その購入時、予算案の段階で出てきたとき、その当時の署長が訓練時でも着用するんだというような説明を聞いて購入に至った経緯があるんですけども、これは訓練時につけていないと。私も団にいますけど、着けたことがないんですよね。なので、当初の購入目的が果たされていないというか。

あとは、コロナに目を覆うことによって感染を防ぐんだみたいな説明も受けたんですけど、今は全くそういったことで活用されていないんですけども、これは着けた実績はありますか。

前野消防署長 配布してから訓練とかも中止になっておりますし、そういった機会もないということで、今現在は装着して何かしたということは聞いておりません。

大浦委員 操法大会でも署のほうから大会選手はつけてくださいよという案内も来たことはないです。ただ、その購入費としてもそれなりの予算がつけられたわけなので。だとしたら、予算の執行に対してどうお考えなのかお聞かせください。

前野消防署長 今後の訓練ですとか実際の災害現場で使うことは出てくると思います。

今年の市の防災訓練のほうで、中止になったんですが、消防の訓練として中川原地内で消防訓練をする計画等しておりました。そのときに、第三分団と東加積分団と、すみ

ません、もう一つ分団を忘れてしまったんですが、3分団に関しては倒壊家屋の下から要救助者を救出するという想定のを計画しておりまして、そのときには装着をお願いする計画としておったところでございます。

大浦委員 あくまでも消耗品なので、使っただけやはり消耗していくものなんですよ。

なので、例えば今後、ゴーグルというものが消防団にとって必要不可欠なものであると思っていられるのか、消耗品なので、そういった扱いをされて、耐用年数なのか、例えば破損したとかとなった場合は、やはり今後も購入されていくというお考えなのか、お聞かせください。

前野消防署長 それにつきましては、今後の使用状況とかそういったもの、また経年劣化とかも分団長方などに聞きまして、購入していけばいいのか、そのまま購入せずというふうに行くのか、消防団のほうと相談しながら決めたいと思います。

青山委員長 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 今ほどの大浦委員の内容で、私も実はつけたことがなくて、来た時点でこれはどういうことかという形になって、いや、これは予算つけてコロナ対策で買ったんだというのは、分団長は分かっていたんですけど、副分団長あたりに話させていただいた経緯がありまして、何かいいますと、やっぱり先ほど企画していたというので、使う予定が実はあったんだよという話を受けてほっとしているんですけども、実際問題、このまま何もなくて使わなかったら、結構奥に追いやられ始めていますので、できれば早めに何か使う用途をちょっと考えていただいて、分団長会議で何か使える方法で、実際買って有効に使ってというところがあると思うので、有効活用していただくように、これは要望なんですけれども、できますか。

前野消防署長 それでは、また今後、有効活用できるようなことを検討してまいりたいと考えております。

青山委員長 ほかにございますか。よろしいですね。

(質疑する者なし)

青山委員長 なければ、最後にその他の総括としまして、委員のほうから何かございましょうか。

尾崎委員 今日説明があった中で、再度もう一回説明を求めたいものがありますので、よろしく願いをいたします。

それは、決算書の78、79ページの災害対策費の中の10節の需用費ということで、先ほど不用額662万2,000円あまりの説明を受けました。それなりの説明をされたかと思います。

私の理解が至らないのかどうか分かりませんが、予算書を見てみましたら、もともと需用費として国庫支出金の財源で新型コロナウイルス感染症対策用備品等ということで1,200万円が計上されておりました。

先ほどの説明では何かちょっと矛盾があるかと思うんですけども、もともとの国庫支出金で備品を見ておったというのが、結局不用額が662万円あまりということではないかというふうに受け止められます。

1、もう一回、何でこんなに半分以上不用額が発生したのか。2、であれば、国庫支出金という財源を当て込んでいたそのものが不用で不用額が発生したとなれば、これは国へ返納するものではないんでしょうかということがあります。

そこで、そういう疑念が湧いてきました。これはたまたま予算額を見てきておったので見えていますが、そういうことではないかというふうに思い至りましたものですから、再度納得のいく説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

青山委員長 先ほどのコロナ分で来たら結果というような内容ではなく、今、尾崎委員言われるようなことの1点目、2点目に対しての答弁を明瞭に、申し訳ありませんけれども、石川総務部長、お願いします。

石川総務部長 ただいま承った内容につきましては、基本的には需用費として国の交付金1,200万円を充当しながら、消耗品の購入ですとか備品の購入をしていっているものと認識しておりますので、そういった中で精査したものの中で不用額が生じたという認識ではおるんですけれども、改めて報告させていただきたいなと思っています。

ただし、交付金等につきましては、当初予算では財源として認めておりますけれども、決算としてではその1,200万円は入ってきていないものです。

長崎財政課長 別の事業に充当して。

石川総務部長 別の事業に充当はできるということもございますので、当初ではそちらに充当していたかもしれませんが、受け取った中で配分した実績で上げておるということでございます。

尾崎委員 ということは、発生した不用額は、何か違う、ざっくり国からのこういう目的だということにかなえば、そこに流用してもいいということですか。

長崎財政課長 地方創生臨時交付金については、事業間の移動というのは結構融通が利きまして、この事業で1,200万円、当初充当しておりますけれども、その他の事業に対してその交付金を充当しておりますので、交付金が限度額もらえないということでもありませんし、交付金を返還しなければいけないということにはなりません。

尾崎委員 ということは、もともとこの対策備品等というのは地方創生臨時交付金を当て込んでおったということで間違いないと。

もう一つは、1,200万円で買おうと思っと思ったものが、これで過不足ないと、これでいいと判断して、そこをほかに回そうというふうに考えたということですかね。

青山委員長 ちなみに尾崎委員、恐らくこの不用額について、どこに流用されたとかがもし分かれば欲しいですね、当然。あしたでいいので。

長崎財政課長 この分をどこにということではなくて、コロナ対策の事業、令和3年度でいえば25事業ございます。国からの示されている限度額をそれぞれの事業に充当しておりますので、限度額全部を25事業に充当したという格好になります。

尾崎委員 ということは、当初1,200万円で備品を購入しようと思っと思ったと。ところが、もっと優先すべきものがあつたと。だから、そっちへ回しとつたと。半分でして、取りあえず備品買わんまいかと。そしたらお金が余るから、もっと優先度的にほかへ回そうと年度内で判断したということですか。

長崎財政課長 おっしゃられるとおりでございます。

中川委員 でも、コロナ対策に余った予算を使うということやろ。それをほかの事業に回してちゃ、それは駄目やちゃ。

長崎財政課長 先ほど申し上げた25事業は、全てコロナ対策事業です。

コロナ対策事業は、医療従事者への支援ですとか事業者支援、例えばプレミアム付商品券事業ですとか、そういったものいろいろ全てがコロナ対策事業ということで25事業ございまして、そちらのほうに充当させていただいたということでございます。

青山委員長 普通の国庫支出金だとかいろんな款項目しか移せないところは、コロナ対策であれば、コロナに使うのであれば、それを飛び越えていいというような内容ですよ。

尾崎委員 繰り返しますけど、要するに、当初予算で上げておったがで、備品に1,200万円だとか、何やらにどんだけだとかって、それで当初予算をスタートされたと。しかし、状況が刻々と変わっていく中で、いや、これが優先するんだとか、あっちへ回そうとかという話をしていく中で、この備品購入の分は半分以上、結果として不用という形に出

るんだけど、それは別途ほかに回したよということで、ちゃんと国からの交付金は全て満額使い切ったと、こういう考えですね。

長崎財政課長 委員おっしゃられるとおりでございます。その時点で必要と思われた備品を購入したということでございます。残りの分については、その他の事業に充当させていただいたということでございます。

尾崎委員 これで分かりました。

石川総務部長 ちなみに、本日配付しております資料の17ページには新型コロナウイルス感染症対策事業費という形で一覧をつけさせていただいております。こういったようなものの中身に活用させていただいたというふうにご認識いただければと思っております。

尾崎委員 分かりました。最初からそのような説明をいただければよかったなと思っております。櫻井課長にはあしたは別に来られなくてもいいということで、くれぐれもよろしくお伝えください。

以上であります。

青山委員長 それでは、総括、ほかに。

吉森委員 これ、ちょっと全体的なことなんですけど、決算特別委員会は初めでちょっと分からないんですけど、もちろん単年度の、いわゆる令和3年度の決算総括という意味だというふうには捉えるんですけど、市全体の最終的なBSの部分というのはここではもらわないんですか。要は、最終的に貸借対照表がどうなっているかという部分というのは報告はないということなんですかね。

長崎財政課長 9月議会のほうで健全度評価の書類を出したと思うんですね。貸借対照表ですとか損益計算書ですとかそういったものは、3月議会にそれぞれ報告させていただいておりますので、今度は来年の3月にまた報告をさせていただく。これは市の一般会計以外にも、特別会計を含めたもの、あとは市の財団だとか外部を含めたもののそういったシートはご提示させていただく予定にしております。

吉森委員 確かにもらえますよね。それって令和3年度分でもらったんですか。でも、まだ確定していない。

青山委員長 吉森委員は多分、私と一緒に企業会計だと思っているので、それで多分はながついていると思うんですけど、この決算認定というのは、帳簿書類と、いわゆるこの決算の内容一つずつを款項目で審査するという内容で、審査をした後に、認定した後

に、翌年の3月にBSの4表がついて僕らにお示しいただけるということです。ちょっとそこが企業会計と違うところがありますので、ちょっと認識が。普通、会社経営の決算でいうとここにBSがぽんと出てくる。あれとはちょっと違う。

吉森委員 分かりました。

青山委員長 すみません、私が答えてあれなんですけども。なので、一応、今の課長の説明がそういった説明になろうかと思います。

吉森委員 分かりました。

青山委員長 ほかに。よろしいでしょうか。

竹原委員 腑に落ちんがは、さっきから尾崎委員が言われる1,200万円のお金、予算時に作業しておるはずなんで、行き先があそこに行きました、ここに行きましたというのは結果であるんですけど、何を作業しとったんかと。だんだんだんだん気になってくるようになったが。

情勢が変わって、コロナ対策で使わんならんという意味は分かるんですけど、じゃ、最初に予定していた予算って何なん。

長崎財政課長 当初予算では、国から示しておられる限度額を基に、各種事業に交付金のほうを充当しております。

ただ、その際にはどの段階でどれだけ支出するかというのは、なかなかコロナの関係は非常に難しいものでありまして、例えば、例を挙げてあれなんですけども、キャッシュレス決済促進事業ですとかそういったものも、予算とはなかなか乖離するものが結構ございます。

今回のものについては備品なので、そのときの感染状況に基づいて何が必要かとかというのは、年度当初ではなかなか判断がしにくかったということで、1,200万円という予算をしたものでございます。

竹原委員 何か目的もなく、ざっくり1,200万円を予算要求したというような感じでしか受け取れないんですけど、長崎課長に聞いてもしようがないので。これが櫻井総務課長にぱっと言ったらすぐ答えられるかといったら、私は答えられなかったかなというふうに思います。これ以上言いませんけど、やっぱり何のための予算なのかというのを思ったら、最後の結末は仕方ないですけど、最初の作業は何だったんかという疑問だけ残ったので、言わせていただきました。

それも含めて、今はコロナの話ですから致し方ないんですけど、そのほかの諸事業で

財政課の管理する上で、いろんな事業の予算要求が来たとき、本当にこれでいいのかという疑念の念を常にもって、健全な予算執行に努めていただきたいと思います。

長崎財政課長 日頃からそのような目で見なければいけないというふうに思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

青山委員長 よろしいでしょうか。大丈夫ですね。

(質疑する者なし)

青山委員長 そうしましたら、本日予定をしておりました審議は終了させていただきます。

当局の皆さんはご苦労さまでした。これで退室願います。

(当局退席)

青山委員長 長丁場でしたけれど、あともう少しよろしく願いいたします。

それでは、16日金曜日の現地視察について協議を行います。

正副委員長では、中滑川複合施設「メリカ」を1つ候補というふうに思っておりますが、その他、視察場所についてご希望等があればこの場でお伺いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

中川委員 中滑川複合施設を。まだ誰も中に入っとらんもん。見せていただけるんなら。

青山委員長 そこはもう行こうかなと思っていまして、そのほかに、中滑川はすぐそばなものですから、もう一か所ぐらい行けるかなとも思っていまして、なかなか中滑川ですとぐるぐる、どれだけ見せてもらえるか分からないですけども、なってしまうとまたあれなんですけど、もう一か所ぐらい、もしご希望があれば。今から、しかも、結構今回のこれで全然違ってくると思うので。この決算の中で何か施設で大幅に変えたって、それ以外でなかなか。

竹原委員 総務課の防災備品を見たところで、どうもならんしの。いいがになったので終わりやねか。

中川委員 キャンプ場ができとるがやよね。

竹原委員 海浜公園はまだまだやちゃ。工事中。

俺、毎日通つとんもんね、代行で。

青山委員長 無理にとは言いません。皆さんがご希望なれば、中滑川をゆっくり見させていただくということ。

古沢副委員長 あと、1回地下道くぐるか。

青山委員長 あそこのですか。

竹原委員 誰も使わん地下道。1回しかくぐったことないもん。

青山委員長 ここから歩いて行くんですか。

高川委員 工事中だったらしょうがないじゃないですか。

竹原委員 もう終わった。

高川委員 終わりました？

竹原委員 先週終わった。中滑川駅の地下道よ。

青山委員長 そうしましたら、中滑川の施設もそうですけど、周りももちろん橋場国道線と地下も含めて、時間、1か所なので取れそうなので、回りましょうか。

安達委員 庁舎の地下でも見ればいいがないが、ついでに。

青山委員長 決算に関係ないから。

古沢副委員長 基本は決算審査に関わる現地視察なので。

青山委員長 今年度予算は関係ないので。

中川委員 来年や。

竹原委員 なら、コロナ備品、全部見るか。

青山委員長 現実的じゃないのでやめましょう。

それでは、現地視察は中滑川駅の施設、メリカの施設とその周辺ということで決定させていただきます。

安達委員 ヘルメットけ。

青山委員長 着用になると思います。

竹原委員 持参ということですか。

中田係長 ええ。ヘルメットを必ず持ってきていただくようにということと、中はちょっとまだ汚れているので、最初スリッパ等も言っていたんですけど、スリッパは向こうで用意するということになったので、ヘルメットだけ忘れず持ってきていただければと思います。

竹原委員 うち履きは要らん。

中田係長 大丈夫です。

青山委員長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、予定をしておりました日程は終わりましたので、本日はこれをもって散会します。

次回は明日ですね。火曜日、10時からです。

お疲れさまでした。

午後 3 時48分終了